

令和2年度 阿南市地域公共交通会議	説明資料
令和3年2月24日	

阿南市ご近所ドライブパートナー事業実施企画書 (案)



令和3年2月

阿南市保健福祉部福祉事務所介護・ながいき課

1 目的

身体機能の低下がみられ、通院や買い物等に行くための移動手段がない高齢者を対象に、介護保険事業における介護予防・日常生活支援総合事業（※1）の枠組みを活用した住民主体による移送支援サービス（名称：ご近所ドライブパートナー）を提供することにより、当該高齢者に係る移動手段を確保するとともに、地域での支え合い活動を推進し、もって高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活し続けることができる支援体制を整備することを目的とする。

2 事業の位置付け

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービスD事業（住民主体による移送前後の生活支援）」（※2）に位置付ける。

3 財源

地域支援事業交付金の対象となる事業であり、負担割合は次のとおりである。

国 25/100	県 12.5/100	市 12.5/100	1号保険料 23/100	2号保険料 27/100
----------	------------	------------	--------------	--------------

4 実施主体及び運営主体

実施主体は阿南市とし、運営主体となるNPO法人等に対し、本事業に係る経費に応じた補助金を交付するとともに、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）（※3）を通じた助言等を行う。

5 事業の開始時期

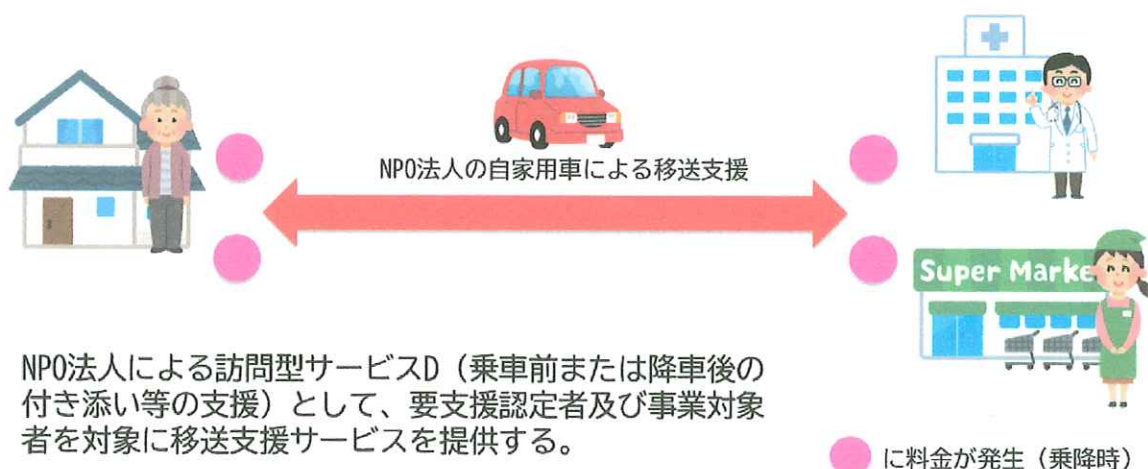
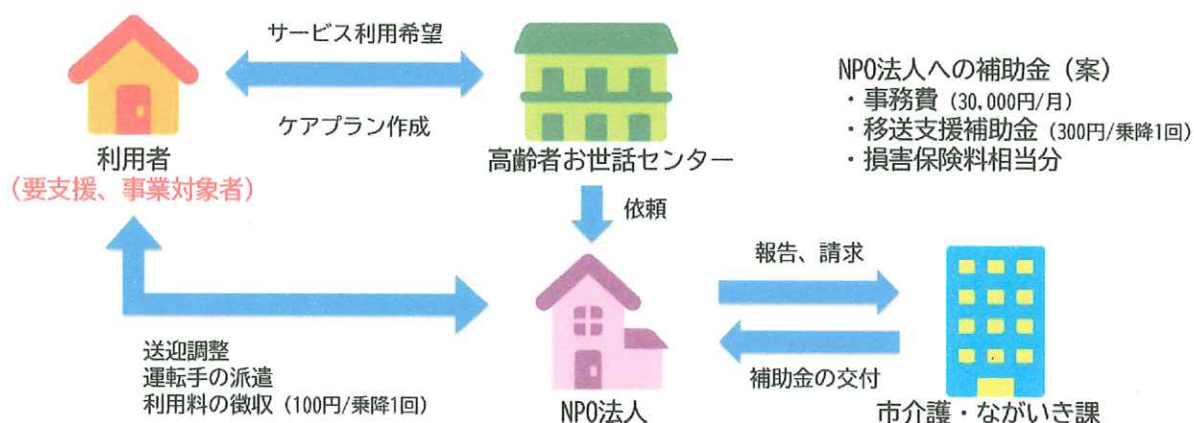
令和3年4月から令和4年3月までの間において、加茂谷地区（※4）の大井線沿線地域でモデル事業を実施し、効果の検証や課題及びニーズの更なる把握等を行った後、令和4年4月から本事業を本格実施することとする。令和4年度以降は、NPO法人の立ち上げ支援を行いながら、その他の公共交通空白地域を対象に事業の段階的拡大を図る。

6 利用対象者

要支援認定者（※5）及び身体機能等の低下がみられる高齢者（各高齢者お世話センターが実施する基本チェックリスト（※6）により事業対象者となった者）のうち、高齢者お世話センター（介護予防支援事業所）が実施するケアマネジメント（※7）により本サービスがケアプランに位置付けられた者

7 サービス利用までの流れ

- ① 高齢者お世話センターが利用希望者に要支援認定の確認や基本チェックリスト、利用希望者の身体状況等に係るアセスメントを行い、対象となる場合はケアプランを作成する。
- ② 高齢者お世話センターからNPO法人等に対象者の情報提供とご近所ドライバートナーの依頼を行う。
- ③ NPO法人等は対象者と運転手（有償ボランティア）の調整を行い、運転手がその自家用車により、自宅から目的地、目的地から自宅までの移送支援を行う。その際、運転手は対象者から利用料を徴収する（利用料金は「10 利用者の負担額」のとおり）。
- ④ NPO法人は介護・ながいき課に実績報告を行い、補助金の交付を申請する（補助金の額は「11 NPO法人への補助金」のとおり）。その後、対象者から徴収した利用料を阿南市に納入する。



NPO法人による訪問型サービスD（乗車前または降車後の付き添い等の支援）として、要支援認定者及び事業対象者を対象に移送支援サービスを提供する。

- 8 サービスの提供回数
全対象者 週1回以内

- 9 サービスの提供範囲
原則として、阿南市内の目的地までの送迎のみ可能とするが、各NPO法人等の判断により、市の境から概ね5km以内の目的地までの送迎も可能とする。

- 10 利用者の負担額
バスやタクシーのように距離に応じた運賃は発生せず、移送時の車の乗降の付き添い支援に対して費用が発生する。負担額は、乗降それぞれ1回につき100円とし、自宅から目的地で2回、目的地から自宅で2回の計4回行われるため、1度の利用で400円となる。

- 11 NPO法人等への補助金
阿南市がNPO法人等へ交付する補助金の額は次の表のとおりとする。

種別	補助金額
移送支援補助金	乗降1回 300円
事務費	1か月 30,000円
保険料補助金	市が指定する損害保険の実費相当分

- 12 NPO法人等への貸与物
下記については、市が購入・管理し、必要に応じてNPO法人等へ貸与する。
- (1) ドライブレコーダー（数についてはNPO法人等と相談）
 - (2) 車両貼付用マグネット（車両1台につき1～2枚）
 - (3) スタッフジャンパー（運転手1人につき1着）
 - (4) 非接触型体温計（運転手1人につき1個）

- 13 運転手について
第1種普通免許を取得しており、国土交通大臣の認定講習を修了した者とする。認定講習は市と生活支援コーディネーター部会（※8）が開催の調整を行う。運転手への謝礼については、補助金の中からNPO法人等がそれぞれの判断により支払うこととする。

- 14 損害賠償保険について
サービス提供時に発生した事故等に係る補償は、損保ジャパン日本興亜が提供する「地域の移動を支える保険」及び全国社会福祉協議会が提供する「送迎サービス補償」により対応する。保険料は市からの補助金をもって充てることとする。

15 加茂谷地区におけるモデル事業について

実施時期	令和3年4月下旬から令和4年3月31日まで
運営主体	NPO法人加茂谷元気なまちづくり会
対象者	十八女町、大井町、大田井町、楠根町、深瀬町、水井町、細野町に住所を有する要支援認定者及び事業対象者
利用者の見込数	5～10人程度
モデル事業の評価	阿南市ご近所ドライブパートナー運営協議会（※9）を定期的 に開催し、モデル事業の効果や課題の検証を行う。

16 その他注意事項

- ・目的地については、通院や買い物のほか、銀行や市役所なども可とする。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の制度上では、利用対象者（要支援認定者又は事業対象者）以外の一般高齢者については、利用対象者の半数を超えない範囲であれば同乗が可能とされているため、一般高齢者の同乗については各NPO法人の判断に任せることとする。ただし、一般高齢者からは利用料を徴収できない。
- ・透析患者については、透析後の体調が不安定になることが多く、有償ボランティアによる対応が難しいため、利用は不可とする。

※1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により平成27年度に創設。阿南市では平成29年4月から事業開始。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的とする。

※2 訪問型サービスD事業

位置付け	多様なサービス（ 従来の介護事業から提供されるもの 以外のサービス）
サービス種別	訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	移送前後の生活支援（乗降時の付き添い支援）
対象者とサービス提供の考え方	利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進
実施方法	補助（助成）
運営上の基準	個人情報の保護等の最低限の基準 道路運送法上の許可・登録を要しない
サービス提供者	ボランティア主体（有償、無償を問わない）

※3 地域包括支援センター

高齢者の相談支援機関として市町村が設置。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、地域づくりに係る様々な業務を担っている。

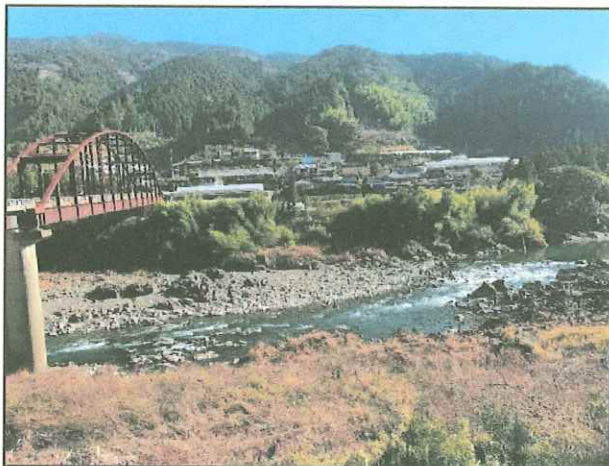
※4 加茂谷地区

阿南市の最も西に位置する地区で、那賀川流域の10町からなる。本市の中心部から10km以上離れており、人口減少と高齢化の進行が他の地域と比較しても顕著となっている。

日常生活圏域	地区名	人口	世帯数	高齢者数	高齢化率
東部圏域	富岡、宝田、中野島	18,065人	8,160世帯	5,475人	30.3%
中部圏域	見能林、橘、桑野	16,184人	7,126世帯	5,462人	33.7%
西部圏域	大野	2,320人	948世帯	850人	36.6%
	長生	2,817人	1,272世帯	1,047人	37.2%
	加茂谷	1,899人	788世帯	835人	44.0%
南部圏域	新野、福井、椿	6,451人	2,818世帯	2,923人	45.3%
北部圏域	伊島、那賀川、羽ノ浦	24,053人	10,060世帯	7,131人	29.6%
阿南市合計	-	71,789人	31,172世帯	23,723人	33.0%



大井町 県道 19 号線



大田井町 細野橋北詰

※5 要支援認定者の状態像（目安）

区分	状態像
要支援1	一般的・基本的な日常生活を送る能力はあるものの、本人の身の回りの世話に対して一部介助要と認定される。介助者などが関わることで、現在の状態を維持しながら、自立へと改善する可能性が高い。
要支援2	立ち上がる時や歩行などにおいてやや安定感を欠くため、入浴などの生活での一部介助要とされるが、物忘れなどがあっても現段階ではあまり生活に支障なく過ごせる。

※6 基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービス事業の利用者としては、要支援認定者のほか、厚生労働省が定める「基本チェックリスト」のいずれかの項目に該当した者を要介護状態等になる恐れが高いものとして、同事業による介護予防につなげることができる。基本チェックリスト該当者の状態像は要支援認定者と同様。

※7 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの業務の1つ。要支援高齢者等の身体状況等をアセスメントし、ケアプランを作成することで介護予防・生活支援サービス事業の利用に結びつける。

※8 生活支援コーディネーター部会

介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとするサービスや地域資源の開発等を通じ、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的に、各高齢者お世話センターに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置。ご近所ドライブパートナー事業の企画・立案や事業開始後の運営支援の役割も担っている。

※9 阿南市ご近所ドライブパートナー運営協議会

加茂谷地区における阿南市ご近所ドライブパートナー事業のモデル事業開始に向けた協議検討機関として令和2年12月に設置。

（構成員）

生活支援コーディネーター、NPO法人加茂谷元気なまちづくり会代表者、その他NPO法人代表者、地域おこし協力隊、住民主体のデイサービス代表者、市職員等